

生活衛生セーフティネット貸付の拡充

原材料・エネルギーコスト高等の影響を受けて資金繰りに困難を来している生活衛生関係事業者への支援を行うため、日本政策金融公庫が行う生活衛生セーフティネット貸付（経営環境変化対応資金）を拡充します。

現行制度の概要

対象者：社会的な要因による一時的な業況悪化により資金繰りに著しい支障を来している者又は来すおそれのある者

対象資金：運転資金

貸付限度額：5,700万円

貸付期間：8年以内

貸付金利：基準利率※（平成26年12月10日現在 1.30～2.40%）
ただし、以下の条件に該当する場合、金利引下げを行います。

- ① 厳しい業況にあり、認定支援機関等の経営支援を受ける場合、基準利率から $\Delta 0.4\%$
- ② 雇用の維持・拡大を図る場合、基準利率から $\Delta 0.1\%$
- ①・②ともに該当する場合、基準利率 $\Delta 0.5\%$

※基準利率

日本政策金融公庫（国民生活事業）で融資を行う際の基準となる金利であり、毎月の金利動向により変動する。

拡充内容

① 原材料・エネルギーコスト高等の影響を受けて利益率が低下している場合の金利を引下げ（基準利率から $\Delta 0.2\%$ ）

② ①のうち特に影響を受けやすい小規模事業者の場合の金利をさらに引下げ（基準利率から $\Delta 0.4\%$ ）

③ 厳しい業況にあり、認定支援機関等の経営支援を受ける場合の金利引下げの取扱期間を延長（基準利率から $\Delta 0.4\%$ ）

①・③ともに該当する場合、基準利率から $\Delta 0.6\%$

②・③ともに該当する場合、基準利率から $\Delta 0.8\%$